

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】 介護医療院について教えてください。
(75歳 女性)

介護医療院

【回答】 介護医療院は、

長期的な医療と介護を必要とする高齢者を対象とし、日常的な医学管理や、みとり(ターミナルケア)などの医療機能と、生活施設の機能とを兼ね備えた施設です。2018年度介護報酬改定で創設されました。

医療法において、病院の病床は▽一般病床▽療養病床▽精神病床▽感染症病床▽結核病床の5類型に分けられています。

このうち療養病床では、疾病が治った後、体力回復



長期療養できる「住まい」

受け入れ先不足で創設

したが、23年度までは移行期間として存続しています。廃止は、医療保険と介護保

れ、入所者に介護サービスと長期療養医療の両方を提供できます。「医療」「介護」「住まい」の3機能を併合した形なのです。

ほかに医療を行える介護施設として、要介護者のための生活施設である「特別養護老人ホーム(特養)」、

のためのリハビリやたんの吸引、点滴・胃ろうなど、

医療的見守りが必要なことを

行います。医療保険で入院治療を行う医療療養病床

と、要介護認定を受けた人が介護保険でサービスを受ける介護療養病床の2種類があります。介護療養病床は17年度末に廃止予定で

険の役割分担を明確にする

ことなどが目的です。

しかし、今後も慢性医療、介護を必要とする人は増加

する見込みのため、介護療

養病床からの移行先として、

介護医療院が創設されたの

です。介護保険適用施設で

すが、医療を提供する施設

としても法的に位置付けら

要介護者にリハビリ等を提

供し在宅復帰を目指す施設

「介護老人保健施設(老健)」もあります。しかし

現状は、日常的に医療提供

が必要な要介護者や、みと

りが必要とする人の受け入

れ先が不足しています。

これに対し、地域に根付

いた恒常的な医療を提供し、

介護の細かいニーズにも応えようというのが介護医療院です。今後は、医療的ケアが最優先の患者は医療保険で医療療養病床へ入院し、介護に加えて軽度な医療が必要な人は介護医療院に入居する、というすみ分けが進むでしょう。

そうすれば、病院で不要な病床の再編が進み、医師や看護師、ヘルパーなどの負担軽減、労働量の緩和が可能となるとともに、医療費の総額も削減できると考えられます。何よりも、医療も介護も必要な人やご家族にとっては、安心して地域で暮らしながら、医療、介護を受けることができるようになります。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい

内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。